

## 第6期音更町総合計画の方向性

# 目 次

第1章 序論 .....	1
1 計画策定にあたって .....	1
(1) 計画策定の趣旨 .....	1
(2) 計画の位置づけと特色 .....	2
(3) 計画の名称、構成と期間 .....	7
2 計画の背景 .....	8
(1) 本町を取り巻く社会の動向 .....	8
(2) 音更町の地域特性 .....	11
(3) 音更町の課題 .....	12
第2章 基本構想 .....	15
1 人口ビジョン .....	15
2 まちの将来像 .....	20
3 基本目標 .....	21
4 土地利用の基本方針 .....	26
5 計画の体系 .....	27

# 第1章 序論

## 1 計画策定にあたって

### (1) 計画策定の趣旨

本町は、2011（平成23）年3月にまちづくりの基本的方向を示す最上位計画として「第5期音更町総合計画」を策定し、「豊かな大地にひろがる笑顔 今も未来も住み続けたいまち おとふけ」を将来像に掲げ、その実現に向けて計画的なまちづくりを進めています。

この間、日本の人口減少は予測を上回る速さで進み、少子・超高齢社会への対応は、我が国にとって喫緊の課題となっています。このことは本町においても例外ではなく、町の人口は、2011（平成23）年から減少に転じています。

また、2019（令和元）年12月に発生が確認された新型コロナウイルス感染症は、本町のみならず我が国の社会・経済に甚大なダメージを与えました。

これまで本町は、人口が増え続けることを前提にまちづくりを進めてきましたが、これからは、人口減少・少子高齢化のさらなる進展や大きな災害を想定したなかで、将来を見据えた「持続可能なまちづくり」に取り組むことが求められます。

また、安全・安心に対する意識の高まりをはじめ、価値観やライフスタイルの多様化、情報通信技術等の発展、社会・経済のグローバル化の進展など、地域を取り巻く社会環境はこれまで以上に大きく変化しています。

このような状況下で、本町を、町民が将来にわたって住み続けたいと思い、町外の人からも移り住んでもらえるような「選ばれるまち」にしていくためには、町民<sup>(※)</sup>と町の協働のもと、多様性を認め合い、共通の方向性・目標に向かって行動し、一体となってまちづくりを進める必要があります。

こうした状況をふまえ、本町がめざすべき将来のまちの姿を描き、その実現に向けた計画的な取組の推進を、主役である町民と協働で進めるための指針として、「第6期音更町総合計画」を策定しました。

※町民：町内に住所を有する人、町内で働く人、町内で学ぶ人および町内で事業活動やその他の活動を行う団体のことです。

## (2) 計画の位置づけと特色

本計画は、広い視野と計画的視点に立ち、めざすべき姿とその実現に必要な方策を明らかにする地域経営の基本方針となるものです。

### 1) まち<sup>(※)</sup>に関わるすべての人が共有する計画

町民と町の「協働によるまちづくり」を推進するため、まちづくりの目標を町民と共有する計画です。このため、計画の内容については、町が主体的に進めるもののほか、町内会やNPOなどが行う公益的な活動など、民間団体や町民が主体的に進めるものも含まれています。

※「まち」と「町」: 音更町全体のことをさす場合は「まち」、音更町行政（町政）を指す場合は「町」と標記しています。

### 2) まちの全分野にわたる最上位計画

長期的展望に立ってまちの将来像を描き、その実現のために、まちづくりの全分野にわたってめざすべき方向性や取り組む内容を示すもので、本町におけるすべての個別計画や施策の基本となる最上位計画です。

### 3) 総合戦略を統合した計画

国は、少子高齢化による人口減少に歯止めをかけ、2060（令和42）年に日本の人口を1億人程度確保することをめざした人口に関する「長期ビジョン」とそのための施策である「総合戦略」を策定し、2015（平成27）年から第1期、2020（令和2）年から第2期の総合戦略を展開しています。

本町においても、2060年までの「人口ビジョン」と2015（平成27）年から5か年で取り組む「総合戦略」からなる「第1期音更町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、さらに2019（令和元）年度は第1期の計画期間を延長して、人口減少対策に主眼を置いた関連施策を展開しています。

2021（令和3）年度を始期とする本町の第2期総合戦略は、近年の本町の人口動態をふまえた新たな人口ビジョンに基づき、国や道の総合戦略と整合性をはかりながら、第6期総合計画と一体的に策定することとしました。

### 4) SDGsを推進する計画

SDGsは、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）の略称です。2015（平成27）年9月の国連サミットで2030（令和12）年を達成期限とした国際社会全体の共通目標として採択されました。また、2017（平成29）年12月に閣議決定された「まち・ひ

と・しごと創生総合戦略2017改訂版」においても「SDGsの推進は、地方創生に資するものであり、その達成に向けた取組を推進していくことが重要」と地方自治体のまちづくりに位置づけています。国のSDGs推進本部が決定したSDGs実施指針は、「持続可能で、強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来の先駆者をめざす」というビジョンを定めています。

総合計画は、「自分たちの暮らす地域を、将来にわたって持続可能にする」計画といえます。SDGsにはグローバルな17の目標と169のターゲット、232の指標が示されています。ターゲットや指標を地域に当てはめてみると、どの目標も総合計画に取り入れることができます。SDGsという新しい視点で地域の課題を整理し、その解決に取り組むことが本町のまちづくりにつながるといえる流れをつくることができます。

本総合計画は、こうした視点をふまえて策定しました。

UCLG が示している  
地方自治体の標準  
的な役割の記述



SDGsの17の目標に対する自治体の役割

アイコン	目 標	自治体の役割
	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	自治体は、貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての住民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細かな支援策が求められています。
	飢餓を終わらせ、食料安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	町民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も町民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが町民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
	すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。	教育のなかでも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。

アイコン	目 標	自治体の役割
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う。</p>	<p>自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	<p>安全で清潔な水は町民の日常生活を支える基盤です。上下水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全や適正な汚水処理を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	<p>公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、町民が省/再エネ対策を推進するのを支援するなど、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。</p>	<p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進をはかる。</p>	<p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略のなかに、地域企業の支援などを盛り込むことで、新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>各国内および各国間の不平等を是正する。</p>	<p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>

アイコン	目 標	自治体の役割
	<p>包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市および人間居住を実現する。</p>	<p>包摂的で、安全、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界のなかで、自治体行政の果たし得る役割はますます大きくなっています。</p>
	<p>持続可能な生産消費形態を確保する。</p>	<p>環境負荷軽減を進める上で、持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには町民一人ひとりの意識や行動を見直す必要があります。省エネや3R<sup>(※)</sup>の徹底など、町民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。</p>
	<p>気候変動およびその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>	<p>気候変動問題は年々深刻化し、すでに多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた防災・減災対策など、適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
	<p>持続可能な開発のために海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>	<p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われていています。まちのなかで発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する。</p>	<p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>

※ 3R:ごみの発生抑制(Reduce:リデュース)、再使用(Reuse:リユース)、再資源化(Recycle:リサイクル)という循環型社会形成のための3つの言葉を英単語にし、その頭文字をとったものをいい、「スリーアール」と読む。

アイコン	目 標	自治体の役割
	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>	<p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの町民の参画を促して参加型の行政を推進し、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>	<p>自治体は公的/民間セクター、町民、NGO/NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になります。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

出典) 国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG (United Cities & Local Governments) が示している「SDGsの17の目標に対する自治体の役割」(一部修正・加筆)

## 5) 地域福祉計画を包含した計画

地域福祉は、それぞれの地域において人々が主体的な選択のもと安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の課題解決に取り組み、支え手側と受け手側とに分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会を築いていこうという考え方です。

こうした地域福祉の考え方は、少子高齢・人口減少社会におけるさまざまな課題に直面している地域そのものを元気にしていこうという地方創生の取組と共通しており、いずれも生活基盤としての地域社会が持続可能であることを前提としています。

地域福祉を推進するための計画が地域福祉計画であり、それは、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、子どもの福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項等」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられます。また、地域福祉推進の理念として、(1) 住民参加の必要性、(2) 共に生きる社会づくり、(3) 男女共同参画、(4) 福祉文化の創造が掲げられています。

このように地域福祉を推進する施策は、福祉の領域を超えた地域全体が直面する課題であり、総合計画、総合戦略、さらにはSDGsの理念を実現する施策と共通したものとなることから、本計画は地域福祉計画を包含するものとして策定しました。

### (3) 計画の名称、構成と期間

本計画は「第6期音更町総合計画」とし、基本構想、基本計画および実施計画で構成します。

#### 1) 基本構想

基本構想は、まちの将来像、まちづくりの目標および目標達成のために必要な施策の方向性を示し、総合的かつ計画的な行政運営の指針とします。

人口減少が続くことが予想されるなかでのまちづくりは、超長期的な視点に立って進めていくことが必要です。そこで2060（令和42）年までを見据えた本町の人口ビジョンを基に、計画期間を従来どおり10年間（2021（令和3）年度～2030（令和12）年度）とします。

#### 2) 基本計画

基本構想を実現するために必要な施策を、各分野に沿って示すものとします。

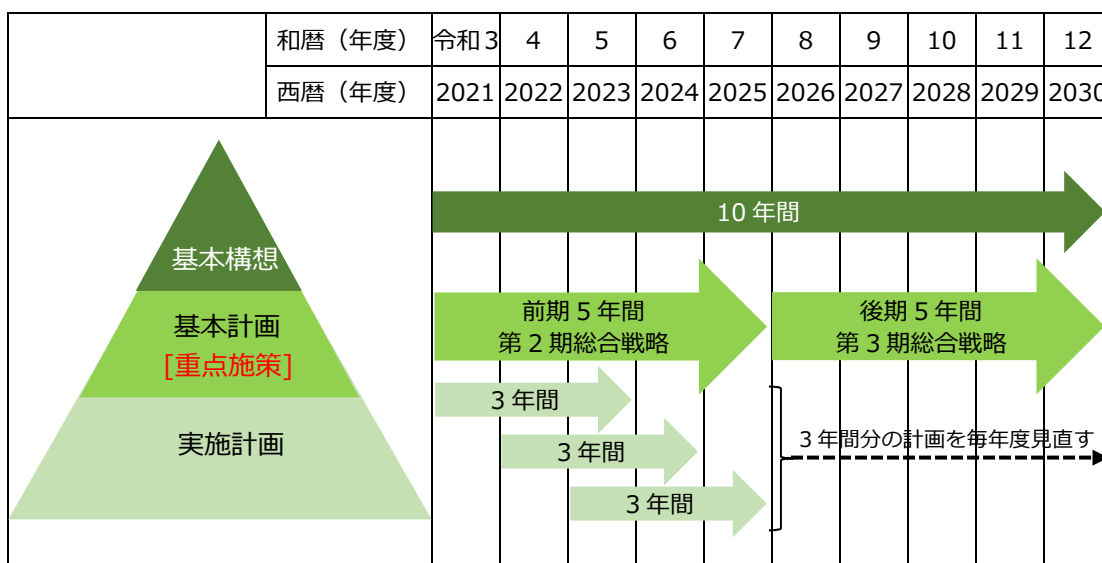
- ① 基本構想の実現に向けた施策を体系的に示します。
- ② 計画期間は前期5年（2021（令和3）年度～2025（令和7）年度）、後期5年（2026（令和8）年度～2030（令和12）年度）とし、社会情勢の変化などに応じて中間年での見直しを行います。
- ③ 第2期音更町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に係る施策を重点施策として位置付けます。
- ④ 各施策のSDGsとの関係を明確にするために、施策ごとに関連するSDGsのゴールのアイコンを付与します。

#### 3) 実施計画

財政収支と整合をはかりながら、基本計画に掲げた施策における主な事業等を具体的に示します。

計画期間を3年間とし、社会経済情勢や財政状況の変化・町民ニーズへの対応を考慮し、毎年度見直しをしながら進めるローリング方式を採用します。

## 計画の構成と期間



## 2 計画の背景

### （1）本町を取り巻く社会の動向

#### 1) 人口減少、少子高齢化の進行

日本の総人口は、2008（平成20）年の1億2,808万人をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」といいます。）の将来推計によると、2050（令和32）年には1億人を下回ることが予測されています。特に出生数の低下により、15歳未満の年少人口は減少が続く一方、65歳以上の高齢人口は増加を続け、国全体がこれまでに経験したことのない人口急減と少子超高齢社会を迎えます。さらに、進学・就職などを機とした大都市への人口移動により、東京圏への人口一極集中が続いています。

世帯構成は、核家族世帯が生産年齢世代で減少し、高齢者世帯で増加しています。また、すべての世代で単独世帯が増えています。

その結果、経済規模の縮小、働き手不足、税収の減少、年金・医療・介護をはじめとした社会保障費の増大や家族による扶養力の低下など、社会・経済への深刻な影響が懸念されています。

将来にわたって持続可能なまちづくりを進めるためには、人口減少という現状を直視し、その克服に向けた対策を先送りすることなく、人口動態に伴う問題に対する認識を地域で共有し、共に知恵を出し合い、一体となってこの難局に立ち向かっていかなければなりません。

## 2) 高度情報通信ネットワーク社会の進展

AI（人工知能）やICT（情報通信技術）、IoT（モノのインターネット）、ロボット、ビッグデータなどの先端技術を、あらゆる産業や社会生活に取り入れる動きが広がっています。我が国では、未来社会の姿としてSociety5.0<sup>(※1)</sup>が提唱され、先端技術の活用により、今後も新たな価値と成長市場を創造し、個々の多様なニーズへのきめ細かな対応が可能になることが期待されています。

一方、情報セキュリティやプライバシーの侵害、デジタルデバイド<sup>(※2)</sup>など、情報通信技術の進歩に伴って発生する負の側面も社会問題となっています。

こうした未来技術は今後も進化し、まちづくりのさまざまな分野において技術革新の進展が考えられることから、地域の課題解決や活性化に向けて活用を検討する必要があります。

※1 Society5.0：狩猟採集から農耕、工業、情報社会を経て、その後に続く「第5の社会」として、仮想と現実の空間を高度に融合させ、経済発展と社会的課題の解決を両立させる未来社会

※2 デジタルデバイド：パソコンやインターネットなどの情報通信技術を利用できる人と利用できない人との間に生じる情報格差

## 3) グローバル化の進展

ヒト・モノ・カネ・情報のグローバル化が進んでいます。国家や地域の境界を越えたさまざまな活動は、経済・社会の成長を促し、人々に豊かで快適な生活の実現をもたらす反面、エネルギーや食料需要の増加、環境破壊、貧困と飢餓、国際競争の激化や国内外における格差の拡大のほか、最近では感染症の世界的流行など、負の側面も引き起こしています。

また、グローバル化は多様な文化、人種、民族、宗教、歴史、価値観などの衝突や関係の悪化をもたらしています。その結果、グローバル化に反対する動きも起きています。

国内にあっても、物質的な豊かさを一律に追求することから、一人ひとりのニーズを満たすことを求めるようになり、個々の価値観に基づく生活や自己実現の可能性が高まっていますが、異なる価値観などへのバッシングや排除が国内外のさまざまな場面でみられます。

今後は、誰もが相互に尊重し支え合い、人々の多様なあり方を認め合う共生社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

## 4) 安全・安心の確保とワーク・ライフ・バランスの実現

近年、あらゆるものの変化が速まり、競争の激化、自然災害や科学技術の進歩に伴う重大な事故の発生、人間関係の希薄化などにより、リスク要因（食、健康、孤立、災害・犯罪・事故、疾病、特殊詐欺、雇用、社会保障制度への不安など）が増加し、多様化、複雑化するなか、安全で安心な暮らしへのニーズが高まっています。

また、就業面では、雇用と所得の安定に加えて、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、個々の事情に応じて子育て・介護の時間や、家庭や地域での活動、自己研鑽や自己実現などに時間をかけられる多様で柔軟な働き方（ワーク・ライフ・バランス）を、自分で選択できる環境が求められています。

地域の安全・安心を確保するためには、社会保障制度の充実と国土の強靱化、**感染症対策**、ICT環境の整備、さらには人のつながりによるセーフティネットの再構築などが求められています。町民、関係機関、行政などが情報を共有しあい、それぞれの役割を認識しながら、相互に連携して対策に取り組んでいかなければなりません。

## 5) 求められる持続可能な社会の構築

これまでの経済成長は資源と環境の有限性を考慮せずに実現してきました。今、私たちに課せられている持続可能な成長とは、将来世代にも現在と同じ開発の可能性を残しつつ現在の生活の豊かさを実現するとともに、さまざまな格差や不平等を正していくことです。また、それはSDGsの理念でもあります。

2018（平成30）年に国が策定した第5次環境基本計画では、自然景観などの地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支えあうことにより、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす「地域循環共生圏」の概念が示されました。

これからは、町民、企業、行政が一体となって、持続可能な社会の構築に向けた取組を推進していく必要があります。

## 6) 厳しい財政状況下で高度・専門化、複雑・多様化する行政ニーズ

国・地方の財政状況が厳しさを増すなか、行政ニーズは高度・専門化、複雑・多様化しています。

また、高度経済成長期に集中的に整備された道路、上下水道などの長寿命化に伴う費用や社会資本の老朽化対策、多発する異常気象や自然災害に耐えられる社会を構築するための投資が必要になります。

これらの課題に対しては、各自治体による長期的な視点からの効率的・効果的な行政運営、まちづくり人材の確保・育成、協働のまちづくりの推進のほか、全国規模での人口減少を視野に入れた広域的な取組が求められます。

## (2) 音更町の地域特性

### 1) 地理的条件

#### ◆位置と地勢

本町は北海道の東部、十勝平野のほぼ中央部に位置し、帯広市や幕別町、池田町、士幌町、鹿追町、芽室町に接しています。

地形は東部の丘陵地帯を除き、おおむね平坦で、総面積 466.02 km<sup>2</sup>の約半分 (52.1%) を耕地が占めています。

町の南端を西から東に流れる十勝川と町を北から南に縦貫する然別川、音更川、士幌川の4つの川が大地に豊かな恵みをもたらし、我が国を代表する穀倉地帯を形成しています。



#### ◆気候

気候は、寒暖の差が大きい内陸性気候で、冬は-20度を超えるほど寒さが厳しく、夏には30度を超える日も続きます。四季の変化に富み、年間を通じて晴天の日が多く、冬の降雪量が少ないことも特徴です。

### 2) 沿革・歴史

町のはじまりは、音更町開拓の祖といわれる岩手県軽米町出身の大川宇八郎が明治13(1880)年にサツテキ・ヲトフケ(相生中島)に定住したことに発します。大川宇八郎は、多くの入植者を助け信頼が厚く、和人はもとよりアイヌ民族の人々からも敬慕されていました。なお、岩手県軽米町とは1985(昭和60)年に姉妹提携しています。

大川の定住を機に入植者が増えはじめ、1901(明治34)年に戸長役場が置かれ、1921(大正10)年には川上村、鹿追村を分村し1級村に昇格しました。1953(昭和28)年に町制が施行され、ここから現在の音更町になり、2020(令和2)年には開町120年を迎えました。

観光の中心である十勝川温泉は、1900(明治33)年に地域の住民が自然に湧いているぬるま湯を沸かして利用したのがはじまりです。日本を代表する植物性のモール温泉は、2004(平成16)年に北海道遺産に選定され、本町の歴史と時をほぼ同じくして2019(令和元)年には開湯120年を迎えました。

町名の由来は、アイヌ語のオトプケ(毛髪が生じる)から転訛したもので、音更川と然別川の支流がたくさん流れているところからついたと言われています。

### (3) 音更町の課題

#### 1) 経済・産業

基幹産業である農業は、大規模な畑作経営と畜産経営が中心で、今後も規模拡大が進んでいくと考えられます。現在は加工原料の生産を主としていますが、今後は域内加工などでより付加価値を高めるとともに、町民の食卓との結びつきを強めることも大切です。

商業は、音更本町から木野までの国道沿いに郊外型の大型商業施設をはじめ多くの商業施設が立地し、商業ゾーンを形成しています。工業は、農畜産物の加工や物流などの企業が開進、I C（インターチェンジ）工業団地などを中心に立地しています。地域経済の活性化のためには商工業のさらなる振興が期待されます。

観光は、宿泊客数の伸び悩みやインバウンドへの過度な依存の危険性をふまえ、多様な観光資源の開発と誘客に取り組む必要があります。

高齢化や後継者不足等により、農林業や商工業、観光などあらゆる産業分野で、担い手の確保が課題となっています。人口減少が進むなか、人材確保に支障をきたす企業等が増加することで、将来的に生活関連サービス（小売・飲食・娯楽・医療機関等）が縮小し、さらに人口減少につながることも懸念されます。

労働力不足の一方、求職者の希望する職種や条件に合う求人が少なく、人口流出やU I J ターンの受け皿不足が生じています。若い世代が定住するためには、安定した働く場を確保するとともに、さらなる就労支援として多様な働き方ができる環境の整備と労働市場の需給のマッチングも課題となってきます。

グローバル化した社会にあって、世界的な金融危機や感染症による景気変動の影響から逃れることはできませんが、地域経済の循環を高め強靱化をはかる取組も求められます。

#### 2) 自然環境と生活の基盤

近年、台風や地震などによる被害が相次いで発生しており、自然災害が身近なものになり、町民の防災意識が高まっています。また、世界的な感染症の流行により、人々のリスクに対する意識や社会生活には変化が求められています。防災・減災対策はもちろんのこと、各種情報の周知や共有化に努め、災害などに強いまちづくりを推進する必要があります。交通事故、刑法犯罪は減少していますが、高齢者や子どもなどの弱者を守る防犯・交通対策は今後ニーズが増すと考えられます。さまざまなリスクに対応する総合的な危機管理体制の強化が必要です。

町民アンケートによれば、買い物、医療、ごみ処理、上下水道、消防・救急体制などの現状に対する住民の評価は高いものの、人口減少、少子・高齢化が進展するなかで、今後もそれらを維持・改善していくことが求められます。また、遊休施設や空き家等の発生、これまで整備した道路や橋梁など公共施設の老朽化対策も課題となります。

2019(令和元)年に農村部を対象とした乗合タクシーの運行を開始したことにより、現在、町内に公共交通網の空白地帯はありませんが、今後、想定される交通弱者の増加に対応できる利用者の満足度や利便性が高い公共交通網の整備が望まれます。

地球規模での環境と資源の保全により持続可能な社会に向けた積極的な取組が求められるなか、本町においても耕地、森林、河川を守り、地域資源由来の再生可能エネルギーの利活用を着実に進めていかなければなりません。景観価値もある自然環境の大切さを再確認し、都市景観とあわせて守り育てていくことも大切です。

### 3) 教育・学習・文化

本町は、誰もが住んでみたい、住んでよかったと思える魅力あるまちづくりを進めています。人口減少、少子化が進み、さまざまな格差が指摘されるなかで、まちづくりの上でも、次代を担う子どもたちの生きる力を培い、また、社会人の学び直しや生涯学習の機会の提供、そして、特別に支援が必要な子どもたちの学びと成長を支える誰一人取り残さない教育の重要性はますます高まっています。

今日の社会は、AIやIoTなど先端的なデジタル技術の利活用が進み、情報化やグローバル化が急速に進んでいます。こうした社会的変化の影響が、身近な生活も含め社会全体におよんでいるなかで、子どもたちの個性を大切にしたい教育環境を提供し、技術の進化やグローバル化に対応できる資質と能力を養うために、教科等においてICTの利活用をはかるなど、教育の情報化をさらに進めていく必要があります。

高校進学時の町外通学、高校卒業後の進学による町外転出の現状をふまれば、高等学校以降の教育のさらなる魅力化、多様な教育環境の整備が求められます。また、生涯学習は、人生に豊かさをもたらすばかりでなく、学習における活動性が健康寿命を延ばす効果があります。今後の超高齢社会を支えるためにも生涯学習に取り組む人を増やすことが大切です。

### 4) 健康・福祉と子育て

我が国の人口が減少するなかで、本町においても少子高齢化は確実に進んでいます。経済の停滞や高齢者人口と生産年齢人口の割合の推移から判断して、世代間の扶養のしくみである公的扶助や社会保険などの公助だけでは、今後の高齢者の生活を支えることは難しくなります。このためには、公助、自助、共助を組み合わせた安全・安心なしくみを作る必要があります。

公的制度における高齢者、妊産婦、乳幼児等の健診や貧困対策、消費者保護など、介護、福祉、医療制度などの充実がセーフティネットとして必須です。

自助としては、まず、自分の健康を自己管理することが重要ですが、そのためには健康に対する無関心層の意識改革が課題となります。また、種々のリスクへの対応力を身につけることも大切です。共助としては、高齢者同士や近隣等のコミュニティ、ボランティア・NPO等を通じた助け合いが必要です。

将来にわたってまちが活力を維持するためには、若い子育て世代の転入が必要です。そのためには子育て世代が働きながら子どもを産み育てられるよう、少子化対策や子育て支援（教育、生活、就労、経済、相談）の充実をはかるとともに、子どもたちが健やかに育つ環境づくりへの取組が求められます。

## 5) 行財政運営・コミュニティ・協働等

住民の価値観やライフスタイルの多様化によって、地域が抱える課題はますます複雑・高度化しており、行政が単独で対応していくには限界があります。また、地方分権の進展に伴い、行政主体ではなく、住民や企業も参画し行政と協働でまちづくりを行う意識が高まり、実際に取組も始まっていますが、町民アンケート等の結果をみると依然として協働のハードルは高く、さらなる推進が必要です。

地域の抱える課題に対し、町民の声を反映するまちづくりを進めるためには、町民にわかりやすい形で積極的・効果的に情報を提供し、説明責任に努めるとともに、町民の声に耳を傾け、対話を重ねて多くの意見を聴き、相互理解を深めることが大切です。

近年では、地域コミュニティの希薄化や地域活動の担い手不足が課題となっており、今後も、町内会や老人クラブ、また、新しい地域活動の担い手などの活動をサポートする体制づくりに努め、地域の課題解決に向けた町民の主体的な取組を促進していく必要があります。

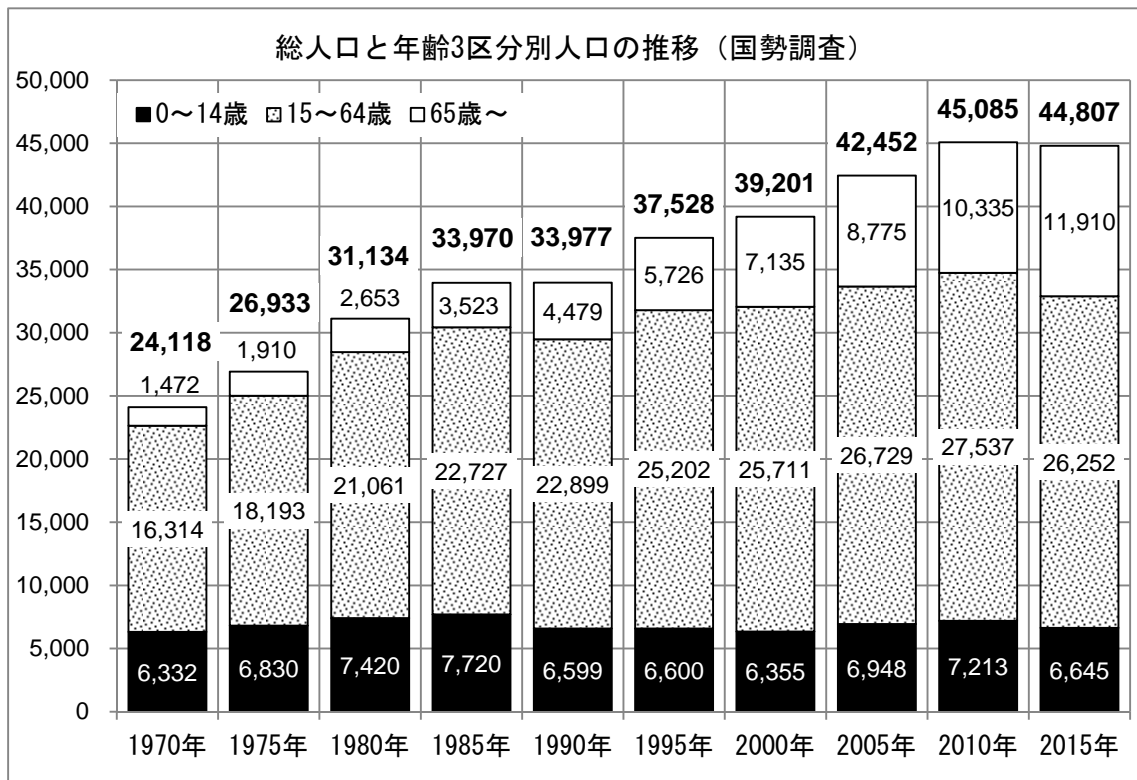
また、財政の健全性を維持しながら今後の行政ニーズに応えるためには、専門性を持った職員の配置や高度な課題に対応できる職員が求められます。

## 第2章 基本構想

### 1 人口ビジョン

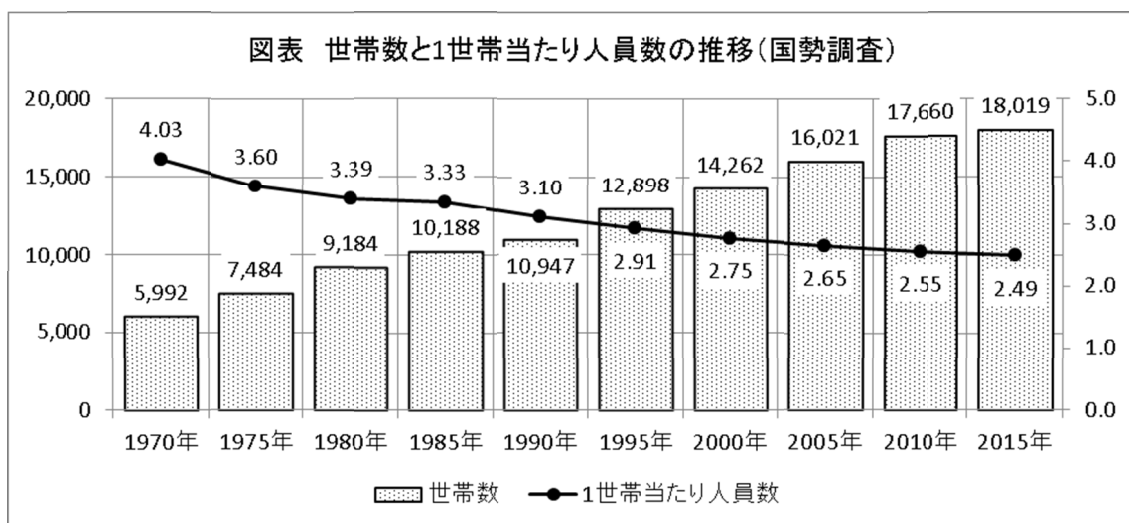
#### 1) これまでの人口と世帯数の動き

まちの人口（国勢調査）は、1960（昭和35）年以降、1990（平成2）年の微増以外は2010（平成22）年まで大きく人口を増加させ、現在、全道で最も人口の多いまちとなっています。しかし、2015（平成27）年には人口減少に転じました。住民基本台帳での人口（3月末）は、2012（平成24）年以降減少傾向が続いています。



一方、少子高齢化は人口増加局面から始まっており、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）の割合は、1970（昭和45）年の26.3%、67.6%、6.1%から2015（平成27）年には14.8%、58.6%、26.6%となりました。

また、世帯数は1970（昭和45）年の5,992世帯から2015（平成27）年には18,019世帯へと3倍になりました。一方、1世帯あたりの人員数は4.03人から2.49人へと減少しています。その背景には、三世帯世帯の減少、少子化、子どもの進学・就職による転出・独立などによる核家族世帯の世帯人員数の減少と、高齢夫婦世帯、高齢単独世帯の増加があります。



## 2) 長期人口推計と第6期総合計画期間の想定人口

### (1) 長期人口推計

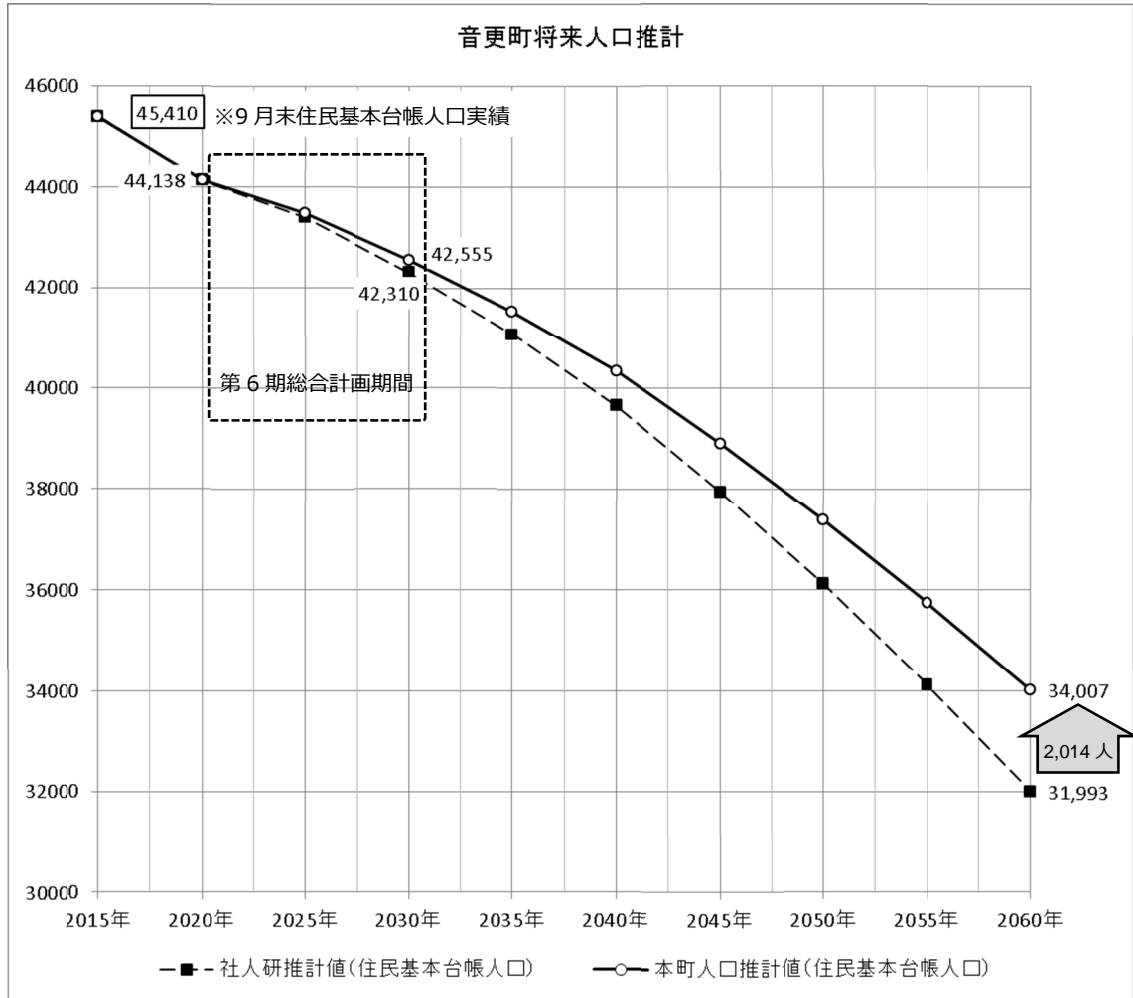
本町においても今後、人口減少が想定されます。今後のまちづくりでは、今まで以上に長期的な視点にたった人口想定のもとでまちづくりを進め、人口減少を抑制する政策を進めていくことが必要です。

本町は、2015（平成 27）年の「音更町まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定時に 2060（令和 42）年までを見据えた人口ビジョンを策定し、総合戦略、総合計画を進めています。しかし、その後の人口推移は人口ビジョンを大きく下回っていることから人口ビジョンを下記の通り見直しました。

- ① 人口推計は、社人研から提供されている「市区町村別推計（令和元年版）」を利用しました。
- ② 社人研の推計は、5年に1度の調査である国勢調査人口で行なっていますが、本町では毎月の人口動態が把握できる住民基本台帳人口で行ないました。
- ③ 合計特殊出生率<sup>(※)</sup>の仮定は、社人研の推計が2060年まで1.52であるのに対して、本町の推計では、2020（令和2）年1.52、2060（令和42）年2.07とし、5年ごとに0.069ずつ上昇していくとしました。
- ④ 生残率（死亡率）、純移動率（社会増減率）は、社人研の仮定値をそのまま利用しました。
- ⑤ 2020（令和2）年の人口推計値は、住民基本台帳の近年の人口推移から想定される2020年9月末人口との差を社会増減数（-781人）として調整しました。

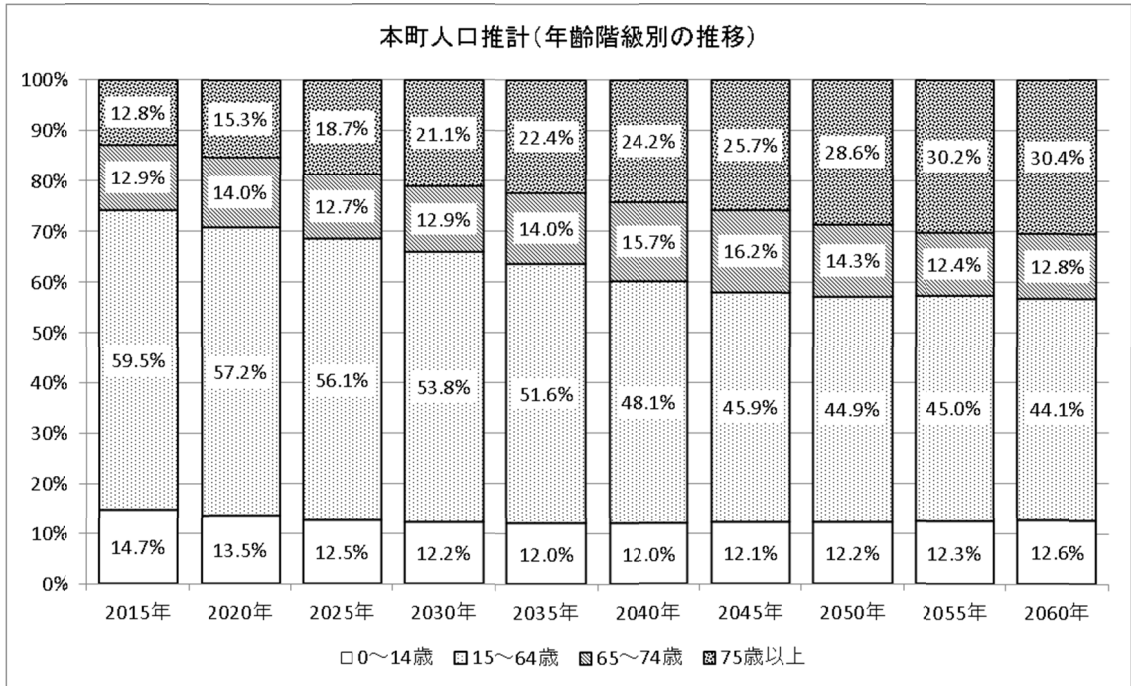
※合計特殊出生率：1人の女性が生涯を通じて生む子どもの平均数に相当する指標

以上の方法で計算すると、本町人口は2030（令和12）年に42,555人、2060（令和42）年には34,007人になると推計されます。これは、社人研による人口推計（2030（令和12）年42,310人、2060（令和42）年31,993人）より、それぞれ245人、2,014人多くなります。



【上記推計における留意点】

- ・社人研システムでの社会増減（純移動率）は、過去の本町人口動態を反映させているため、2060（令和42）年まで社会増が想定されていますが、実際の本町の社会増減は、近年、社会減が続いています。



年齢階級別の人口割合は、年少人口(0~14歳)割合は低下を続け、2035(令和17)年が最も低く、その後上昇します。生産年齢人口(15~64歳)割合も低下を続け、2050(令和32)年が最も低く、その後上昇し、2060(令和42)年に再び低下します。高齢者人口(65歳以上)割合は2055(令和37)年に若干低下しますが、2060(令和42)年まで上昇を続けます。前期高齢者人口(65~74歳)割合は、上昇を続け、2045(令和27)年に最も高くなり、その後低下します。後期高齢者人口(75歳以上)割合は、2060(令和42)年まで上昇を続けます。

社人研推計による人口推移(住民基本台帳人口)

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
出生率※	1.520	1.515	1.500	1.505	1.512	1.516	1.518	1.518	1.518	1.518
自然増減数	-	-492	-923	-1,281	-1,563	-1,864	-2,062	-2,164	-2,326	-2,446
(自然増)	-	1,763	1,577	1,457	1,372	1,295	1,169	1,079	994	913
(自然減)	-	-2,254	-2,500	-2,738	-2,935	-3,159	-3,231	-3,243	-3,320	-3,358
社会増減数	-	-781	173	203	329	452	341	336	328	320
総人口	45,410	44,138	43,387	42,310	41,077	39,665	37,945	36,117	34,119	31,993
0~14歳	6,690	5,967	5,317	4,941	4,541	4,251	3,956	3,655	3,344	3,079
15~64歳	27,038	25,255	24,408	22,888	21,415	19,337	17,663	16,439	15,539	14,199
65~74歳	5,871	6,164	5,541	5,498	5,810	6,321	6,320	5,336	4,433	4,361
75歳以上	5,811	6,751	8,122	8,983	9,311	9,756	10,005	10,688	10,803	10,354

本町人口推計による人口推移(住民基本台帳人口)

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
出生率※	1.520	1.520	1.589	1.658	1.726	1.795	1.864	1.933	2.001	2.070
自然増減数	-	-485	-829	-1,133	-1,368	-1,614	-1,768	-1,820	-1,930	-1,998
(自然増)	-	1,769	1,671	1,604	1,567	1,545	1,463	1,424	1,390	1,361
(自然減)	-	-2,254	-2,500	-2,737	-2,935	-3,159	-3,232	-3,244	-3,320	-3,359
社会増減数	-	-787	173	207	335	445	311	300	286	273
総人口	45,410	44,138	43,482	42,555	41,523	40,354	38,897	37,377	35,732	34,007
0～14歳	6,690	5,973	5,417	5,192	4,987	4,859	4,715	4,567	4,406	4,301
15～64歳	27,038	25,250	24,402	22,882	21,416	19,419	17,858	16,787	16,091	14,993
65～74歳	5,871	6,164	5,541	5,498	5,809	6,320	6,320	5,336	4,433	4,360
75歳以上	5,811	6,750	8,121	8,982	9,310	9,756	10,004	10,687	10,802	10,354

※出生率：合計特殊出生率

(2) 第6期総合計画期間における想定人口

【期間終期 2030（令和12）年：42,555人】

本町は、本計画策定に当たり、人口ビジョンを見直しました。それに基づき本計画の終期である2030（令和12）年の総人口を42,555人に設定しました。

想定人口をふまえ、生活環境の整備や子育て支援、福祉の充実、地域産業の振興等を通じて、誰もが安全・安心に暮らせるとともに子育ての希望がかなえられるまち、選ばれるまちの実現をめざし、本計画に統合する「音更町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的にさまざまな施策に取り組むことで、人口減少・少子高齢社会を見据えた、持続可能なまちづくりの推進に努めていきます。

## 2 まちの将来像

2030年（令和12年）を目標年とする本町のまちづくりの最高指針である総合計画において、SDGsの理念をふまえ、まちの将来像を次のように設定します。

※まちの将来像を実現するための基本目標（案）をもとに、まちの将来像を決定します。

**多様性が育む 選ばれるまち おとふけ（仮）**

**住みたいと選ばれる 持続可能なまち おとふけ（仮）**

**大地に広がる協働のまち おとふけ（仮）**

まちの将来像を実現するための基本目標（案）

- ◆経済の好循環でつくる元気あふれるまち
- ◆都市と自然が共生する持続可能な住みたいまち
- ◆生きる力、支える力を育むまち
- ◆健やかで心ふれあう、やさしさに満ちたまち
- ◆みんなが参加できる協働のしくみでつくるまち

### 3 基本目標

#### 【経済・産業】

#### 1) 経済の好循環でつくる元気あふれるまち

本町の基幹産業である農業は、先端技術を導入し、生産性の向上をはかります。また、他産業と連携して多様な地域資源を活用した商品・サービスを開発し新規作物を導入するとともに、2つの道の駅を活用し、ブランド化、情報発信、販売チャネルを開拓するなど、新たな付加価値の創出に努めます。

観光においては、モール温泉等の地域資源の活用や新たな観光資源の開発、広域連携の取組などにより、多様な観光需要に応え、交流人口を拡大し、宿泊客の増加に取り組みます。

農林業・商業・工業・観光等すべての産業領域で、それぞれの状況に応じた担い手、人材の育成・確保のための各種支援を実施するとともに、企業誘致や起業支援を通じた経済活性化と雇用、そして賑わいの創出に取り組みます。労働力不足に対しては、急速に発展しているIoTや人工知能など、未来技術の活用を支援します。

また、若者の転出を抑制し、UIターンを受け皿づくり、多様な働き方と良質な雇用に対するニーズに応える就労形態・機会の創出誘導と勤労者の保護を行います。

さらに地域の経済基盤の安定・充実のため、農畜産物の移出を強化しつつ、農林業、商業、工業、観光等のさまざまな関係者が連携し、新たな付加価値を地域にもたらす産品・サービスの創出と効果的な情報発信による地域経済の好循環をめざします。

町民アンケート、ワークショップで出された基本目標に関連する主な意見

- ・ 農家戸数の減少・後継者不足の解消に向けた「担い手」の確保
- ・ 企業誘致・起業支援など雇用の確保と企業等の求める人材の育成・確保
- ・ 多様な働き方ニーズに応える就労形態・機会の創出と勤労者の保護
- ・ 十勝川温泉など観光資源の有効活用による観光振興
- ・ 地元特産品のブランド化やPR、観光資源化などの産業連携・経済の活性化 など

## 【自然環境と生活の基盤】

### 2) 都市と自然が共生する持続可能な住みたいまち

本町の特徴である都市機能と自然環境のバランスの良さを生かした持続可能なまちとするため、各種対策の整備で環境を保全していくと同時に、再生可能エネルギー等の先端技術の導入で地域資源の有効活用を促進していきます。

都市空間については、限られた財源のなかで生活と産業の基盤の効果的で効率的な整備を継続し、公共交通や道路環境等の整備により生活の利便性を向上させ、空き家対策と遊休施設や公園等の有効活用、景観整備などに取り組み、ごみのポイ捨てや不法投棄のない美しく住み良い、そして安全性の高い住みたいまちづくりをめざします。2017（平成 29）年度から取り組んでいる国道 241 号音更大通の事故対策および無電柱化をさらに進め、安全と都市景観の改善に努めるほか、高速道路ネットワークとのアクセス強化をはかるため、スマートインターチェンジの設置に向けた取り組みを進めます。

また、近年の自然災害や世界的な感染症などの発生状況をふまえ、さまざまなリスクに対応可能なまちづくりをハード（建物、施設、構築物など）・ソフト（人のつながりや意識、情報など）両面から計画的に行っていきます。

町民アンケート、ワークショップで出された基本目標に関連する主な意見

- ・災害に強いまちづくり
- ・再生可能エネルギーの利活用
- ・公共交通の利便性向上
- ・安全で快適な道路環境の整備
- ・空き家対策と遊休施設の活用
- ・生活環境・観光資源としての景観整備
- ・環境保全と循環型社会の構築 など

## 【教育・学習・文化】

### 3) 生きる力、支える力を育むまち

誰一人取り残さない教育・学習・文化活動を総合的に展開します。ライフデザイン力を身につけ（教育）、社会の変化に対応するため生涯にわたって学び（学習）、幅広く文化・芸術・スポーツに親しむ豊かな心（文化）を育む環境を整備し、誰もが生涯にわたって健康で、充実した人生を送れるよう成長を支えます。そのために、これまで同様、確かな学力、健やかな体、豊かな心を根本に、必要な時代のニーズに応える教育の情報化等を進めるとともに、就学前教育の機会をすべての子どもたちに提供する教育体制の構築に取り組みます。

また、ふるさと音更を学び、音更を通じて食や社会を学ぶ教育を推進することで、子どもたちのふるさと意識を醸成し、地域の未来を担う人材を育てます。

高齢者と若者、子どもなど多様な世代のふれあいの場づくりや企業人・社会人の教育への参画など地域ぐるみで人の成長を育む環境を整備し、人を呼び込む魅力を持った教育に全町的に取り組みます。

町民アンケート、ワークショップで出された基本目標に関連する主な意見

- ・ 高齢者と若者、子どものふれあいの「場」づくり
- ・ 地域で人を育てる環境の整備
- ・ 人を呼び込む人づくり教育の全町的取組
- ・ まちづくりの核としての教育・学校
- ・ 伝統文化の維持、伝承と芸術文化活動の推進
- ・ 多様な世代が親しむことのできる、スポーツ環境の整備 など

【健康・福祉と子育て】

#### 4) 健やかで心ふれあう、やさしさに満ちたまち

すべての町民が心身ともに健やかに過ごせるまちをめざして、出産・育児に希望の持てる子育て環境の整備や支援の充実、町内における医療機能の充実、健康増進に向けた取組（健康無関心層の行動変容、病気の予防や体力づくり、健診・検診の充実など）などを展開します。健康寿命を延ばすことで、誰かに支えられる立場から、誰かを支える立場になる人を増やします。

健康や経済のリスクについての個々の学びを支援するとともに、コミュニティによる社会的弱者の見守りや生活支援、生活困窮者に対する総合的なセーフティネットの整備、高齢、障がい、また、社会的少数者であっても誰もが生きいきと活躍でき、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができる多様性のある社会づくりに取り組めます。

また、消費者の権利や利益を守り、被害を防止するため、情報発信や相談窓口の徹底周知に努めます。

消費者を経済分野(1章)から移動させるため

基本計画の分野で「アイヌの人たちの福祉」を「共生社会」として、男女共同参画、LGBTなどを含めるため。

町民アンケート、ワークショップで出された基本目標に関連する主な意見

- ・子育てがしやすい環境の整備
- ・町内における医療機能の拡充
- ・健康づくり（病気の予防や体力づくり、健診・検診の充実など）
- ・コミュニティによる見守り
- ・総合的な生活困窮者支援
- ・高齢者が活躍できる環境づくり
- ・消費者の保護 など

## 【行財政運営・コミュニティ・協働等】

### 5) みんなが参加できる協働のしくみでつくるまち

人口、特に労働力人口が減少していくなかで、誰もが幸せに暮らせるまちにするためには、すべての町民ができる範囲でまちづくりに参加し、町民の主体的な取組がいろいろな場面で見られることが理想です。

そのために、まちづくりへの関心と行動意欲を高める情報提供や参加の呼びかけを積極的に行い、町民と町が課題や方向性を共有し、課題の解決やまちの発展に向けた協力体制を整えます。

まちづくりの多様な主体を育てるため、町内会機能の充実や見直し、NPOなどの新たな組織の育成や活動支援のほか、個々のまちづくりに対するアイデアや活動紹介、意見交換の場の創出など町民の意思と行動を尊重し、それらを後押しするしくみを作っていきます。

行政・財政の基盤は、長期的に厳しさを増していくと考えられますが、これまで以上に財政の健全性に留意しつつ人材を確保し、1つ1つの施策の目的を明確にし、効率性や効果を考慮した行政運営を行います。また、近隣市町村との広域連携によるまちづくりに取り組みます。

町民アンケート、ワークショップで出された基本目標に関連する主な意見

- ・町民が集えるコミュニティスペースの確保
- ・町内会機能の充実と町民参加の促進
- ・広報紙、ホームページ、SNSによる効果的な情報の発信・共有
- ・協働・連携による住民主体の多様なまちづくりの支援・促進
- ・効率的、効果的行政運営と広域連携 など

## 4 土地利用の基本方針

人口減少や少子高齢化の長期的進行が見込まれるなか、都市機能や居住機能を集積し、既存のインフラを活用するなど、コンパクトなまちづくりが求められています。

快適な住環境を維持し、日常生活圏の利便性向上に努めるとともに、農地や森林の保全をはかりながら、自然と都市機能が調和した秩序ある土地利用を進めます。

### 1) 住居・生活に関する土地利用

- ・人口減少や少子高齢化の進展を見据え、安全・安心で快適な暮らしを維持・向上するための土地利用と基盤整備に努めます。
- ・市街地における未利用地については、持続可能なまちづくりの実現に向け、新たな土地利用を推進します。

### 2) 商工業振興に関する土地利用

- ・商業地については、買い物などの日常生活を支える場として、生活利便性の確保に努めます。
- ・工業用地については、地域経済の活性化と新たな雇用の確保に向け、新産業の創出や企業誘致の推進に寄与する土地利用と基盤整備を進めます。

### 3) 農業生産に関する土地利用

- ・基幹産業の生産基盤として、優良な農地を確保・保全します。
- ・農業生産活動の場だけでなく、自然と調和した地域資源として、農村景観の保護や創出に努めます。

### 4) 観光・賑わいの創出に関する土地利用

- ・十勝川温泉地域については、新たに登録された道の駅を中心に、観光拠点としての機能向上をはかり、レクリエーション、レジャー空間としての魅力を高めていきます。
- ・農畜産物や食などの地域資源を活用し、町内外から人を呼び込み交流を促す、新道の駅を中心とした拠点づくりに努めます。

### 5) 森林・緑地に関する土地利用

- ・自然と共生するまちづくりを進めていくため、緑豊かな自然環境を保全し、無秩序な土地利用を抑制します。
- ・それぞれの地域に根ざす生態系をふまえ、森林や河川などの環境を適切に保全します。

## 5 計画の体系

章（基本目標）	旧節 ⇒ 分野（5期総）	総合戦略	地域福祉	SDGs 目標
経済の好循環でつくる元気あふれるまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 農業[経営]</li> <li>■ 農業[生産基盤や生産環境]</li> <li>■ 林業</li> <li>■ 商業</li> <li>■ 工業、企業誘致</li> <li>■ 観光</li> <li>■ 産業連携</li> <li>■ 勤労者の保護 →</li> </ul>			
都市と自然が共生する持続可能な住みたいまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 環境保全</li> <li>■ 景観</li> <li>■ ごみ・し尿収集処理</li> <li>■ 公共交通</li> <li>■ 情報通信</li> <li>■ 消防・防災</li> <li>■ 交通安全・防犯</li> <li>■ 道路</li> <li>■ 河川</li> <li>■ 公園・緑地</li> <li>■ 火葬場・霊園・合同納骨塚</li> <li>■ 住宅・宅地</li> <li>■ 地籍調査</li> <li>■ 水道</li> <li>■ 下水道・排水処理</li> </ul>			
生きる力、支える力を育むまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 幼児教育</li> <li>■ 義務教育</li> <li>■ 高校教育・高等教育</li> <li>■ 青少年健全育成</li> <li>■ 生涯学習（<u>の体制づくり</u>）</li> <li>■ 社会教育</li> <li>■ スポーツ</li> <li>■ 芸術、文化</li> </ul>			
健やかで心ふれあう、やさしさに満ちたまち	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地域福祉</li> <li>■ 保健</li> <li>■ 医療</li> <li>■ 社会保障</li> <li>■ 子ども福祉</li> <li>■ 高齢者福祉</li> <li>■ 障がい者福祉</li> </ul>			

近年求められている働き方改革、SDGs の理念を反映させるという意味で「保護」とした

体制づくりは削除していいのではないか

ひとり親家庭等の福祉を包含

	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>低所得者福祉</b></li> <li>■ <b>共生社会</b></li> <li>■ 消費者保護</li> </ul>				「低所得者福祉」は、「地域福祉」に包含する。	5期にあった「アイヌの人たちの福祉」、「男女共同参画」はここに包含する。また、共生社会は多様性、ダイバーシティも包含している。
<p>みんなが参加できる協働のしくみでつくるまち</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ コミュニティ</li> <li>■ 町民参加</li> <li>■ 広報・広聴・情報公開</li> <li>■ <b>交流、移住・定住</b></li> <li>■ 行政運営</li> <li>■ 財政運営</li> <li>■ 広域行政</li> </ul>				5期では経済分野(1章)に配置していたが、安全安心な暮らしという視点から移動した。	「国際・地域間交流」分野に移住・定住、関係人口に関する施策を配置するため、分野タイトルを変更する。

計画の体系 + 総合戦略 + 地域福祉 (SDGsアイコンは基本計画下に付与)